福岡市公報

令和６年３月28日　第7040号（別冊18）

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福　岡　市　役　所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

—目　　次—　　ページ

規　　則

○福岡市会計規則の一部改正（第56号）……1

○福岡市下水道事業会計規則の一部改正（第57号）……7

水　道　局

○福岡市水道局企業職員安全衛生規程の一部改正（規程第５号）……8

○福岡市水道局会計規程の一部改正（規程第６号）……10

交　通　局

○福岡市交通局企業職員安全衛生規程の一部改正（規程第12号）……10

○福岡市交通局会計規程の一部改正（規程第13号）……12

規　　則

福岡市会計規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第56号

福岡市会計規則の一部を改正する規則

福岡市会計規則（昭和39年福岡市規則第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第５節　歳入歳出外現金及び保管有価証券（第66条－第72条）」を

「第５節　歳入歳出外現金及び保管有価証券（第66条－第72条）

第５節の２　公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務の委託（第72条の２－第72条の６）」

に改める。

第19条の２を次のように改める。

第19条の２　削除

第33条を次のように改める。

第33条　削除

第35条の２第１項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号

を加える。

⑷　宛先

第35条の３中「前条第１項第５号」を「前条第１項第６号」に改める。

第43条第１項中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加える。

第44条第１項第26号中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加える。

第45条第13号中「子ども・子育て支援法」の次に「（平成24年法律第65号）」を加える。

第62条を次のように改める。

第62条　削除

第67条第２項第２号中「県市税」を「国県市税」に改める。

第５節の次に次の１節を加える。

第５節の２　公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務の委託

（指定納付受託者）

第72条の２　市長は、地方自治法第231条の２の３第１項の規定による指定をしようとするときは、会計管理者と協議しなければならない。

２　市長は、地方自治法第231条の２の７第１項の規定による指定の取消しをしようとするときは、会計管理者と協議しなければならない。

（指定公金事務取扱者）

第72条の３　市長は、地方自治法第243条の２第１項の規定による指定をしようとするとき、又は指定をしたものに、公金の徴収若しくは収納若しくは支出に関する事務（以下この節において「事務」という。）を委託しようとするときは、会計管理者と協議しなければならない。

２　市長は、事務を委託したときは、当該委託に係る協定書、契約書等の写しを添えて、速やかに会計管理者又は所管の区会計管理者に通知するものとする。

３　会計管理者又は区会計管理者は、地方自治法第243条の２第８項及び第９項の規定により、委託に係る事務について検査をしたときは、その結果を速やかに市長（区会計管理者にあつては、市長及び会計管理者）に報告しなければならない。

（公金の徴収又は収納の委託）

第72条の４　指定公金事務取扱者は、現金を収納したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める領収書を納入義務者に交付しなければならない。ただし、第22条の規定により領収書の交付を省略する場合は、この限りでない。

⑴　納入通知書等により収納する場合　当該納入通知書等につづられている領収書

⑵　金銭登録機を用いて収納する場合　領収票（受託者名、領収年月日及び領収金額が記載されているものに限る。）

⑶　前２号に掲げる場合以外の場合　現金領収帳につづられている領収書

２　指定公金事務取扱者は、現金を収納したときは、その現金を収納した日（以下「収納日」という。）に指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、これにより難

い場合は、収納日後において最初に指定公金事務取扱者及び指定金融機関等のいずれもが営業を行う日に払い込まなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、指定公金事務取扱者は、収納する現金が少額であるときその他特別の事情があるときは、あらかじめ会計管理者の同意を得て、期日を定めて当該期日までに現金を指定金融機関等に払い込むことができる。

４　指定公金事務取扱者は、原符を自ら保管し、収納金日計報告書（収納日、収納金額、払込日、収納金額の内訳、報告日及びその他必要事項を記載し、指定公金事務取扱者名を記名したものをいう。以下同じ。）を作成し、紙又は電磁的記録により速やかに市長に報告しなければならない。

５　第21条第３項、第26条、第82条及び第86条の規定は、指定公金事務取扱者が行う徴収又は収納事務について準用する。

６　この条に定めるもののほか、指定公金事務取扱者の徴収又は収納事務について必要な事項は、別に市長が定める。

（公金の支出の委託）

第72条の５　指定公金事務取扱者は、所定の期日までに当該支出委託金に係る清算書を作成し、支出担当者を経由して会計管理者又は区会計管理者に報告しなければならない。

（指定の取消し）

第72条の６　市長は、地方自治法第243条の２の３第１項の規定による指定の取消をしようとするときは、会計管理者と協議しなければならない。

第82条第４号中「第33条第６項第３号」を「第72条の４第１項第３号」に、「第33条７項に規定する」を「第72条の４第６項により別に定める」に改める。

別表第１　１　市長事務部局（事業所を除く。）の表市民局生活安全部防犯・交通安全課長の項中「交通安全係長」を「主査（事業調整担当）」に改め、同表保健医療局健康医療部保健予防課長の項を削り、同表環境局循環型社会推進部収集管理課長の項取扱事務の欄を次のように改める。

１	当該課の所管に係る拾得現金の収納
２	当該課の所管に係る過料の収納
３	当該課の所管に係る延滞金の収納

別表第１　１　市長事務部局（事業所を除く。）の表環境局施設部施設課西部埋立係長の項を削り、同表経済観光文化局創業・立地推進部創業支援課長の項中「創業・立地推進部」を「創業推進部」に、「創業推進係長」を「創業支援係長」に改め、同表経済観光文化局創業・立地推進部産学連携課長の項を削り、同表農林水産局水産部漁港課長の項中「、占用料及び分担金」を「及び占用料」に改める。

別表第１　２　事業所の表中央卸売市場市場課長の項中「総務係長」を「食肉市場係長」に改め、同表臨海工場長の項の次に次のように加える。

臨海工場東部資源化センター所長	あらかじめ指定する職員	1　当該係の所管に係る私用電話通話料の収納 2　当該係の所管に係る拾得現金の収納

別表第１　２　事業所の表クリーンパーク・東部所長の項を次のように改める。

埋立管理事務所西部埋立係長	あらかじめ指定する職員	1　当該係の所管に係る一般廃棄物処理手数料の収納 2　当該係の所管に係る産業廃棄物処分費用の収納 3　当該係及び西部水処理係の所管に係る私用電話通話料の収納 4　当該係及び西部水処理係の所管に係る拾得現金の収納

別表第１　２　事業所の表クリーンパーク・東部東部埋立係長の項中「クリーンパーク・東部」を「埋立管理事務所」に改め、同項の次に次のように加える。

埋立管理事務所東部水処理係長	あらかじめ指定する職員	1　当該係の所管に係る私用電話通話料の収納 2　当該係の所管に係る拾得現金の収納

別表第１　２　事業所の表植物園長の項中「運営係長」を「企画広報係長」に改める。

別表第２　１　市長事務部局（事業所を除く。）の表総務企画局ＤＸ戦略部情報システム課長の項取扱事務の欄中「総務企画局ＤＸ戦略部」の次に「及び部長（働き方ＤＸ推進担当）」を加え、同表財政局財政部総務資金課長の項中「もの」の次に「及び金券類」を加え、同項の次に次のように加える。

財政局財政部財政調整課長	あらかじめ指定する財政調整係長	財政局財政部財政調整課の所管に係る物品（使用中のものを除き、同課の所管に係る金券類に限る。）の出納保管

別表第２　１　市長事務部局（事業所を除く。）の表市民局総務部総務課長の項取扱事務の欄中「総務課」の次に「、課長（政策調整担当）」を加え、同表あらかじめ指定する課長（世界水泳担当）の項を削り、同表福祉局総務企画部政策推進課長の項の次に次のように加える。

福祉局ユマニチュード推進部認知症支援課長	認知症支援係長	福祉局ユマニチュード推進部認知症支援課及びユマニチュード推進課の所管に係る物品（使用中のものを除く。）の出納保管

別表第2　1　市長事務部局（事業所を除く。）の表福祉局障がい者部障がい企画課長の項中「除く。」を「除き、障がい者支援課及び障がい福祉課の所管に係る金券類に限る。」に改め、同項の次に次のように加える。

福祉局障がい者部障がい者支援課長	地域生活支援係長	福祉局障がい者部障がい者支援課の所管に係る物品（使用中のものを除き、同課の所管に係る金券類を除く。）の出納保管
福祉局障がい者部障がい福祉課長	指定指導第1係長	福祉局障がい者部障がい福祉課の所管に係る物品（使用中のものを除き、同課の所管に係る金券類を除く。）の出納保管

別表第2　1　市長事務部局（事業所を除く。）の表保健医療局健康医療部健康増進課長の項中「健康増進課長」を「地域保健課長」に、「健康増進課及び」を「地域保健課及び」に改め、同表あらかじめ指定する保健医療局感染症対策部課長（新型コロナウイルス感染症対策担当）の項及びあらかじめ指定する保健医療局感染症対策部課長（新型コロナウイルスワクチン接種担当）の項を次のように改める。

環境局環境政策部課長（環境経営推進担当）	主査（広報啓発担当）	環境局環境政策部課長（環境経営推進担当）及び環境政策課の所管に係る物品（使用中のものを除く。）の出納保管

別表第2　1　市長事務部局（事業所を除く。）の表経済観光文化局課長（国際金融機能誘致担当）の項及び経済観光文化局国際経済・コンテンツ部まつり振興課長の項を削り、同表経済観光文化局文化振興部文化振興課長の項から経済観光文化局文化振興部文化施設課長までの項中「文化振興部」を「文化まつり振興部」に改め、同表経済観光文化局文化振興部文化施設課長の項の次に次のように加える。

経済観光文化局文化まつり振興部まつり振興課長	まつり振興係長	経済観光文化局文化まつり振興部まつり振興課及び課長（屋台の魅力向上担当）の所管に係る物品（使用中のものを除く。）の出納保管

別表第2　1　市長事務部局（事業所を除く。）の表農林水産局総務農林部農業振興課長の項の次に次のように加える。

農林水産局水産部水産振興課長	水産企画係長	農林水産局水産部水産振興課及び課長（海業推進担当）の所管に係る物品（使用中のものを除く。）の出納保管

別表第2　1　市長事務部局（事業所を除く。）の表住宅都市局住宅部住宅管理課長の項の次に次のように加える。

住宅都市局地域まちづくり推進部跡地計画課長	事業推進係長	住宅都市局地域まちづくり推進部跡地計画課及び課長（大規模民間開発調整担当）の所管に係る物品（使用中のものを除く。）の出納保管
住宅都市局都心創生部都心創生課長	計画調整係長	住宅都市局都心創生部都心創生課及び都心事業推進課の所管に係る物品（使用中のものを除く。）の出納保管

別表第2　1　市長事務部局（事業所を除く。）の表住宅都市局九大まちづくり推進部計画調整課長の項中「及び部長（イノベーション推進・Smart EAST担当）」を削り、同表住宅都市局九大まちづくり推進部Smart EAST基盤整備課長の項の次に次のように加える。

住宅都市局一人一花推進部一人一花推進課長	共働係長	住宅都市局一人一花推進部一人一花推進課及び課長（事業推進担当）の所管に係る物品（使用中のものを除く。）の出納保管

別表第2　1　市長事務部局（事業所を除く。）の表道路下水道局建設部雑餉隈連続立体交差課長の項を削る。

別表第2　2　事業所の表中央卸売市場市場課長の項中「総務係長」を「総務企画係長」に改める。

別表第2　4　行政委員会等の表教育委員会事務局教育支援部健康教育課長の項を削る。

別表第3　1　東区役所等の表地域整備部維持管理課長の項中「管理第1係長」を「管理第2係長」に改める。

別表第3　2　博多区役所等の表総務部総務課長の項取扱事務の欄を次のように改める。

1　当該課の所管に係る物品売払代金の収納 2　当該課の所管に係る収入証紙売払代金の収納

別表第3　3　中央区役所等の表地域整備部管理調整課長の項を次のように改める。

地域整備部管理調整課長	管理第１係長	1　当該課の所管に係る使用料、占用料及び手数料の収納 2　当該課の所管に係る道路面復旧補償金の収納 3　当該課の所管に係る延滞金の収納

別表第３　３　中央区役所等の表地域整備部生活環境課長の項を削り、同表保健福祉センター健康課長の項中「保健福祉センター健康課及び衛生課」を「当該課」に改め、同項の次に次のように加える。

保健福祉センター衛生課長	庶務担当係長	1　当該課の所管に係る使用料及び手数料の収納 2　当該課の所管に係る延滞金の収納

別表第３　５　城南区役所等の表地域整備部生活環境課長の項を削る。

別表第４　３　中央区役所等の表課長（市民部納税課長の項から保健福祉センター健康課長の項まで取扱事務の欄に掲げる所属の課長を除く。）の項中「から保健福祉センター健康課長の項まで」を「及び地域整備部管理調整課長の項」に改め、同表保健福祉センター健康課長の項を削る。

別表第４　７　西区役所等の表地域整備部管理調整課長の項中「並びに土木第２課の所管に係る物品（使用中のものを除き、西区補修事務所の所管に係るものに限る。）」を削り、同表地域整備部土木第２課長の項を削る。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和６年４月１日から施行する。ただし、別表第２　１　市長事務部局（事業所を除く。）の表住宅都市局住宅部住宅管理課長の項の次に２項を加える改正規定（住宅都市局地域まちづくり推進部跡地計画課長の項を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日の前日において、この規則による改正前の福岡市会計規則第33条及び第62条の規定により歳入の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を行わせている者に公金事務を行わせる場合については、令和６年４月１日から令和８年３月31日までの間においては、この規則による改正後の福岡市会計規則第72条の３から第72条の６までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

福岡市下水道事業会計規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第57号

福岡市下水道事業会計規則の一部を改正する規則

福岡市下水道事業会計規則（昭和61年福岡市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の２」の次に「において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２」を加え、「収納事務」を「下水道事業の業務に係る公金の収納事務」に改める。

第38条の４第１項中「第33条の２」の次に「において準用する地方自治法第243条の２」を加え、「収納事務」を「下水道事業の業務に係る公金の収納事務」に改める。

第38条の５第１項中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

第43条の２第１項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

⑷　宛先

第44条中「前条第１項第１項第５号」を「前条第１項第６号」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日の前日において、地方自治法の一部を改正する法律（令和５年法律第19号）による改正前の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２の規定による委託を受けている者（地方自治法の一部を改正する法律による改正後の地方公営企業法第33条の２において準用する地方自治法第243条の２第１項の規定による指定を受けたものを除く。）に係る当該委託に係る事務の取扱いについては、なお従前の例による。

水　道　局

福岡市水道局企業職員安全衛生規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市水道事業管理者　坂　本　秀　和

福岡市水道事業管理規程第５号

福岡市水道局企業職員安全衛生規程の一部を改正する規程

福岡市水道局企業職員安全衛生規程（昭和48年福岡市企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第６条の４中「事項」の次に「のほか、次に掲げる事項」を加え、同条に次の各号を加える。

⑴　作業主任者の選任

⑵　化学物質管理者の選任

⑶　保護具着用管理責任者の選任

第９条中「の各号」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、第10号を第12号とし、第９号を第11号とし、第８号の次に次の２号を加える。

⑼　化学物質管理者の選任

⑽　保護具着用管理責任者の選任

第15条の次に次の６条を加える。

（化学物質管理者）

第15条の２　労働安全衛生規則第12条の５第１項本文の規定に基づき、局に化学物質管理者を置く。

２　化学物質管理者は、労働安全衛生規則第12条の５第１項に規定するリスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う個所に置くものとする。

（化学物質管理者の職務）

第15条の３　化学物質管理者は、労働安全衛生規則第12条の５第１項各号に掲げる事項を管理するほか、化学物質の管理に関し必要な事項を行わなければならない。

（化学物質管理者の氏名の周知等）

第15条の４　安全管理者又は安全衛生推進者は、化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい個所に掲示すること等により関係職員に周知させるとともに、総括安全衛生管理者を経て管理者に速やかに報告しなければならない。

（保護具着用管理責任者）

第15条の５　労働安全衛生規則第12条の６第１項の規定に基づき、局に保護具着用管理責任者を置く。

２　保護具着用管理責任者は、労働安全衛生規則第12条の５第１項に規定するリスクアセスメントの結果に基づく措置として関係職員に保護具を使用させる個所に置くものとする。

（保護具着用管理責任者の職務）

第15条の６　保護具着用管理責任者は、労働安全衛生規則第12条の６第１項各号に掲げる事項を管理しなければならない。

（保護具着用管理責任者の氏名の周知等）

第15条の７　安全管理者又は安全衛生推進者は、保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者の氏名を事業場の見やすい個所に掲示すること等により関係職員に周知させるとともに、総括安全衛生管理者を経て管理者に速やかに報告しなければならない。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市水道局会計規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市水道事業管理者　坂　本　秀　和

福岡市水道事業管理規程第６号

福岡市水道局会計規程の一部を改正する規程

福岡市水道局会計規程（昭和39年福岡市企業管理規程第６号）の一部を次のように改正する。

第17条の３中「第33条の２」の次に「において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２」を加え、「料金収納事務を受託をし」を「料金の収納事務の委託を受け」に、「収納事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第18条第１項中「収納事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同項ただし書中「（昭和22年法律第67号）」を削り、同条第２項中「収納事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第27条第１項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

⑷　宛先

第27条の２中「の各号」を削り、「前条第１項第５号」を「前条第１項第６号」に改める。

第30条第１項中「第21条の12第１項」を「第21条の11第１項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の日の前日において、地方自治法の一部を改正する法律（令和５年法律第19号）による改正前の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２の規定により委託を受けている者（地方自治法の一部を改正する法律による改正後の地方公営企業法第33条の２において準用する地方自治法第243条の２第１項の規定による指定を受けたものを除く。）に係る当該委託に係る事務の取扱いについては、なお従前の例による。

交　通　局

福岡市交通局企業職員安全衛生規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市交通事業管理者　小野田　勝　則

福岡市交通事業管理規程第12号

福岡市交通局企業職員安全衛生規程の一部を改正する規程

福岡市交通局企業職員安全衛生規程（昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「総務課長」を「職員課長」に改める。

第９条中「の各号」を削り、同条第８号中「の選任及び作業主任者」を「、化学物質管理者、保護具着用管理責任者」に改める。

第13条第２項を次のように改める。

２　作業主任者は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第６条各号に定める作業を行う個所に置くものとし、当該個所に所属する職員のうちから当該個所の所属長の推せんに基づき安全管理者又は安全衛生推進者が選任するものとする。

第15条の次に次の６条を加える。

（化学物質管理者）

第15条の２　労働安全衛生規則第12条の５第１項本文の規定に基づき、局に化学物質管理者を置く。

２　化学物質管理者は、労働安全衛生規則第12条の５第１項に規定するリスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う個所に置くものとし、当該個所に所属する職員のうちから当該個所の所属長の推せんに基づき安全管理者又は安全衛生推進者が選任するものとする。

（化学物質管理者の職務）

第15条の３　化学物質管理者は、労働安全衛生規則第12条の５第１項各号に掲げる事項を管理するほか、化学物質の管理に関し必要な事項を行わなければならない。

（化学物質管理者の氏名の周知等）

第15条の４　安全管理者又は安全衛生推進者は、化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい個所に掲示すること等により関係職員に周知させるとともに、本局総括安全衛生管理者を経て管理者に速やかに報告しなければならない。

（保護具着用管理責任者）

第15条の５　労働安全衛生規則第12条の６第１項の規定に基づき、局に保護具着用管理責任者を置く。

２　保護具着用管理責任者は、労働安全衛生規則第12条の５第１項に規定するリスクアセスメントの結果に基づく措置として関係職員に保護具を使用させる個所に置くものとし、当該個所に所属する職員のうちから当該個所の所属長の推せんに基づき安全管理者又は安全衛生推進者が選任するものとする。

（保護具着用管理責任者の職務）

第15条の６　保護具着用管理責任者は、労働安全衛生規則第12条の６第１項各号に掲げる事項を管理しなければならない。

（保護具着用管理責任者の氏名の周知等）

第15条の７　安全管理者又は安全衛生推進者は、保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者の氏名を事業場の見やすい個所に掲示すること等により関係職員に周知させるとともに、本局総括安全衛生管理者を経て管理者に速やかに報告しなければならない。

別表第１教習所の項中「人材育成係長」を「教習所長」に改める。

別表第２教習所の項を次のように改める。

教習所	人材育成係長
	主査（乗務員養成担当）

別表第３教習所の項中「人材育成係」を「教習所」に改める。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市交通局会計規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市交通事業管理者　小野田　勝　則

福岡市交通事業管理規程第13号

福岡市交通局会計規程の一部を改正する規程

福岡市交通局会計規程（昭和56年福岡市交通事業管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

第19条第３項中「第33条の２」の次に「において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２」を加え、「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第４項中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第24条中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第29条の２第１項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

(4)　宛先

第29条の３中「前条第１項第５号」を「前条第１項第６号」に改める。

第41条第２項本文中「総務課長」を「職員課長」に改め、同項ただし書中「総務課長」を「職員課長」に、「総務課職員係長」を「職員課職員係長」に改める。

第46条第１項、第２項及び第５項から第７項までの規定中「総務課長」を「職員課長」に改める。

別表第１総務部の部経営企画課の項を次のように改める。

職員課	職員課長	職員係長	収納金の収納及び物品の出納

別表第１総務部の部経営企画課の項の次に次のように加える。

教習所	教習所長	人材育成係長	収納金の収納及び物品の出納

別表第１営業部マーケティング推進室の項を次のように改める。

ＤＸ推進課	ＤＸ推進課長	情報システム係長	収納金の収納及び物品の出納

別表第１施設部の部施設課の項を次のように改める。

施設課	施設課長	機械設備係長	収納金の収納及び物品の出納
	課長（建築設備担当）		

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の日の前日において、地方自治法の一部を改正する法律（令和５年法律第19号）による改正前の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２の規定ににより委託を受けている者（地方自治法の一部を改正する法律による改正後の地方公営企業法第33条の２において準用する地方自治法第243条の２第１項の規定による指定を受けたものを除く。）に係る当該委託に係る事務の取扱いについては、なお従前の例による。

印刷所　松影堂印刷株式会社

この印刷物は再生紙を
使用しています